

使用開始日：2012.08.16

アムンディ・台湾ファンド

追加型投信／海外／株式

[愛称] **ニュー・タイワン**



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・台湾ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年8月15日に関東財務局長に提出しており、平成24年8月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年2回	アジア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号
設 立 年 月 日：1971年11月22日
資 本 金：12億円(2012年3月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
1兆2,604億円(2012年5月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
株式会社 リソナ銀行
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

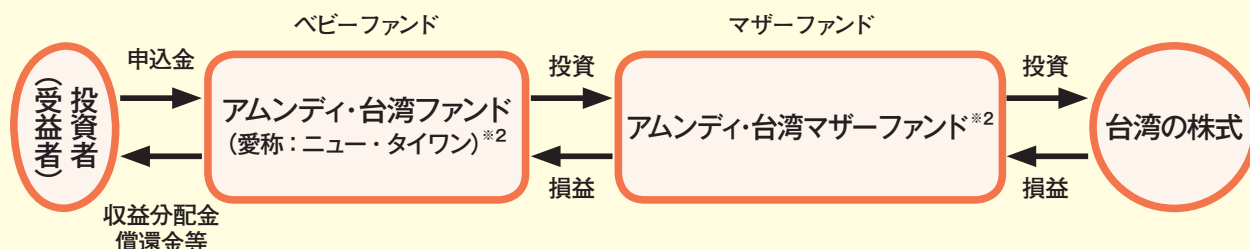
ファンドの目的

ファンドは、台湾の株式を実質的な主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 台湾の株式を主要投資対象とする「アムンディ・台湾マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）」の受益証券に主として投資し、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
- 2 マザーファンドは独自のリサーチを重視したボトムアップ・アプローチ（個別銘柄選択）に基づき、投資テーマ等を考慮し、運用を行います。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 マザーファンドにかかる運用の指図の権限は、アムンディ・ホンコン・リミテッドに委託します。
- 5 **ファンドの仕組み**
ファンドはファミリーファンド方式^{※1}で運用します。

<イメージ図>



※1 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2 アムンディ・台湾ファンドおよびアムンディ・台湾マザーファンドは、MSCI台湾指数^{*}を参考指数とします。

^{*}MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

6 ファンドの運用プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。
なお、マザーファンドにかかる運用指図の権限は、アムンディ・ホンコン・リミテッドに委託します。

アムンディ・台湾 マザーファンドの 運用プロセス

ステップ 1

投資ユニバース

台湾の株式の中から、各銘柄の出来高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定

ステップ 2

投資銘柄候補

以下の主要項目に基づき、投資銘柄候補を決定
①企業訪問 ②独自のリサーチ ③投資テーマ ④バリュエーションの評価・分析 ⑤市場データ

ステップ 3

業種別配分

以下の主要項目に基づき、業種別配分を決定
①マクロ経済・市場シナリオ分析 ②投資戦略 ③投資テーマ

ステップ 4

ポートフォリオの構築

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択とトップダウン・アプローチによる業種別配分の両面からポートフォリオを構築

アムンディ・ホンコン・リミテッド（マザーファンドの投資顧問会社）

1982年に設立され、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。

7 主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

8 分配方針

毎決算時（原則として 5 月 15 日および 11 月 15 日。休業日の場合は、翌営業日とします）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に台湾の株式に投資を行いますので、ファンドの基準価額は実質的に組入れられた株式の価格変動の影響を受け、変動します。株式の価格はその発行体(企業)の経営状況、財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、実質的に組入れられた**株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 台湾の株式への投資に関するリスク(カントリーリスク)

- ・ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主に台湾の株式を投資対象としています。一般に台湾の証券市場は**欧米等の先進国の証券市場に比べ市場規模や取引量が小さく、市場の流動性が低くなる事態が生じる可能性が高いと考えられます**。したがって、流動性、価格変動性等のリスクは相対的に高くなる傾向があります。台湾における社会的・経済的環境は相対的に不透明なことがあり、政府は自国経済や株式・為替市場等を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。このため、規制の変更等により、ファンドが運用上の大きな制約を受ける可能性も想定されます。また、企業活動および証券市場に関する法令、会計基準等が先進主要国と異なることがあること、政治および経済環境の急変時には市場が大きな影響を受け、**ファンドの基準価額も先進主要国の市場へ投資しているファンドと比較して大きく下落する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。
- ・貿易相手国や近隣諸国との間で処々の要因から政治的な摩擦が起きる可能性があります。このため、投資環境の変化により証券市場が大きな影響を受けることがあります。

③ 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。**円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

④ 信用リスク

株式の発行体(企業)が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、**ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

◆**基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。**

その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

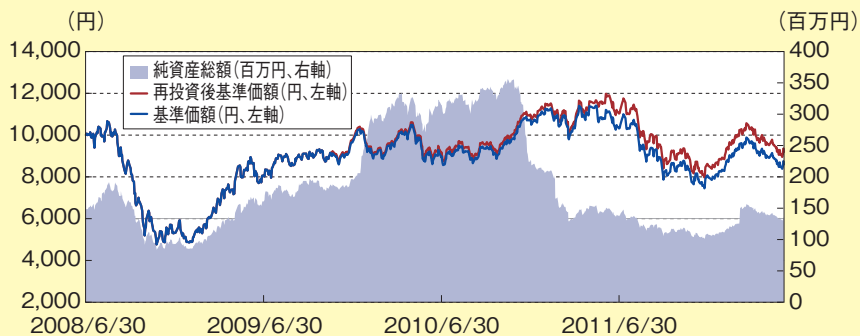
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	8,588円	純資産総額	133百万円
------	--------	-------	--------

分配の推移

決算日	分配金
4期(2010年 5月17日)	100円
5期(2010年11月15日)	0円
6期(2011年 5月16日)	500円
7期(2011年11月15日)	0円
8期(2012年 5月15日)	0円
設定来累計	700円

*分配金は、1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

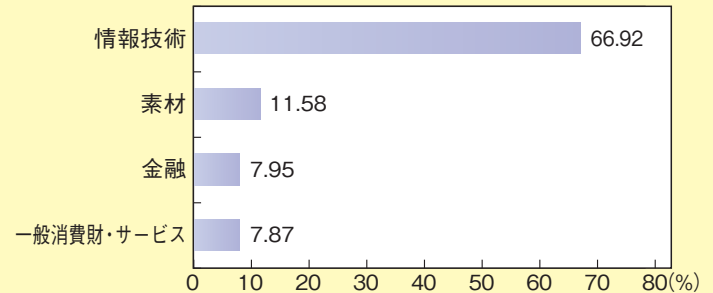
主要な資産の状況

◆資産構成

資産	比率
株式	84.36%
現金等	15.64%
合計	100.00%

*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

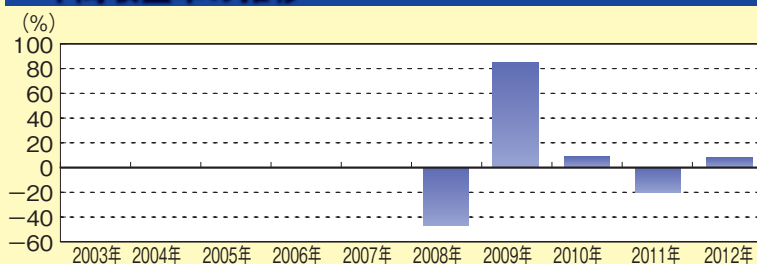
◆組入業種 (アムンディ・台湾マザーファンド)



◆組入上位10銘柄 (アムンディ・台湾マザーファンド)

銘柄名	業種	比率	銘柄名	業種	比率
1 台湾積体回路製造(台湾セミコンダクター)	情報技術	17.96%	6 台湾塑膠工業(フォルモサ・プラスチック)	素材	4.69%
2 瑞儀光電(Radiant Opto-Electronics)	情報技術	7.95%	7 中租控股(チャイリース・ホールディング)	金融	4.66%
3 華碩電腦(アスーステック・コンピューター)	情報技術	6.86%	8 新普科技(シンプロ・テクノロジー)	情報技術	4.35%
4 正新橡膠(チェンシン・ラバー)	一般消費財・サービス	4.93%	9 聯詠科技(ノバテック・マイクロエレクトロニクス)	情報技術	4.19%
5 聯発科技(メディアテック)	情報技術	4.74%	10 日月光(アドバンスド・セミコンダクター・エンジニアリング)	情報技術	4.06%

年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2008年は設定日(6月30日)から年末までの騰落率、2012年は年初から5月31日までの騰落率を表示しています。

騰落率

期間	騰落率
1ヵ月	-4.38%
3ヵ月	-7.89%
6ヵ月	7.63%
1年	-21.37%
3年	5.01%
設定来	-8.18%

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購 入・換 金 申 込 日 受 付 不 可 日	ファンドの休業日(東京証券取引所の休業日、台湾証券取引所の休業日、香港証券取引所の休業日または香港の銀行休業日のいずれかに該当する場合)には、受付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午前12時(正午) [※] までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	平成24年8月16日から平成25年8月15日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。(設定日:平成20年6月30日)
繰 上 償 還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年2回決算、原則毎年5月15日および11月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年5月、11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除・益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 本書作成日現在の料率上限は 3.15% (税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用
(信託報酬)

その他の費用・
手数料

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し**年率1.6905% (税抜1.61%)**を乗じて得た金額とし、
ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
[信託報酬の配分]

(年率)

ファンドの純資産総額	信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の場合	0.84% (税抜0.80%)	0.7875% (税抜0.75%)	0.063% (税抜0.06%)
500億円以上の場合	0.735% (税抜0.70%)	0.8925% (税抜0.85%)	0.063% (税抜0.06%)

毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、信託財産の日々の純資産総額に以下の報酬率
を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

(年率)

ファンドの純資産総額	報酬率
500億円未満の場合	0.80%
500億円以上の場合	0.70%

◆上記の運用管理費用 (信託報酬) は本書作成日現在のものです。

実質組入有価証券の売買委託手数料、資金の借入れにかかる借入金の利息、信託事務等の諸費用等は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。
監査費用等 (上限85万円 (1回当たり、税込) (本書作成日現在))は5月および11月の計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ◆上記は、平成24年3月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT

アムンディ アセットマネジメント